

◆『HM24・SSp・RA24会員規約』変更箇所一覧

該当箇所	旧会員規約表記	新会員規約表記
第2条	(追記)	7.「代理店」とは当社が本サービスの申込手続業務を委託する業者をいいます。
第6条	<p>1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。なお、支払われた会費は、当社が入会申込を承諾しなかった場合を除き、会員資格の喪失及び取消等、いかなる場合でも返還しないものとします。</p> <p>2. 前項の会費を月額で支払う場合は、入会申込書記載のサービス開始日が属する月から発生し、会員資格の喪失及び取消等により会員資格を失った日が属する月の末日まで発生するものとします。なお、月の途中で会員資格を失った場合、その月の日割り分の会費の返金はありません。</p>	<p>1. 会員は、本サービスの利用料（以下「会費」）を当社が別途定める方法で支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、代理店に会費の受領業務を委託します。</p> <p>3. 支払われた会費は、当社が入会申込を承諾しなかった場合を除き、いかなる場合でも返還しないものとします。尚、当社が入会申込を承諾しなかった場合は代理店が発行した領収証と引き換えに返還するものとします。</p> <p>4. 会費を月額で支払う場合は、入会申込書記載のサービス開始日を含む月から発生し、会員資格の喪失及び取消等により会員資格を失った日を含む月まで発生するものとします。なお、月の途中で入会もしくは会員資格を失った場合、日割りで会費の請求若しくは返金はありません。</p>
第10条	<p>第10条（個人情報）</p> <p>1. 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報（以下「利用者の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>2. 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 会員又は利用者より依頼を受けた各種サービスを当該会員又は利用者に対して提供するため</p> <p>(2) 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため</p> <p>(3) 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため</p> <p>(4) 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため</p> <p>(5) 関連サービスや商品の情報を提供するため</p> <p>3. 当社は、本サービスの提供にかかわる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。</p> <p>4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。</p> <p>(1) 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合</p> <p>(2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合</p> <p>(3) 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合</p> <p>(4) 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員が第3章の家財総合保険を希望された場合、引受保険会社であるチューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店（以下「チューリッヒ保険会社」といいます。）に対し、同保険を提供するために必要な利用者の個人情報（利用者氏名、利用者住所及び他の保険契約等の有無等）を提供します。なお、チューリッヒ保険会社の個人情報の取り扱いについては、次条に定めるものとします。</p>	(削除)
第11条	第11条	第19条
第15条	<p>・会員が会員負担で③の応急措置以外の修理を希望される場合につきましては、家主や不動産管理会社の了解をご確認頂いたうえ、本サービスとは別に、会員と現場業者の二者間での業務依頼として対応させていただきます。（全額有料対応）</p> <p>・サービス事業者が出勤したにもかかわらず、ご依頼内容に虚偽があった場合、出勤後に正当な理由がなくキャンセルがなされた場合、又はトラブルの発生理由が会員の故意によるものであった場合、会員は出勤費用実費（8:00～19:59は8,800円（税込）、20:00～翌7:59は12,100円（税込））を負担するものとします。</p>	(削除)
第15条	第15条	第13条

◆『HM24・SSp・RA24会員規約』変更箇所一覧

該当箇所	旧会員規約表記	新会員規約表記
新設	(新設)	<p>第14条 (追加利用料)</p> <p>1. 図員が会員負担で応急措置以外の修理を希望される場合につきましては、家主や不動産管理会社の了解をご確認頂いたうえ、本サービスとは別に、会員と当社又は現場サービス業者の二者間での業務依頼として対応させていただきます。(全額有料対応)</p> <p>2. 図一サービス事業者が出勤したにもかかわらず、ご依頼内容に虚偽があった場合、出勤後に正当な理由がなくキャンセルがなされた場合、またはトラブルの発生理由が会員の故意によるものであった場合、会員は出勤費用実費(8:00~19:59は8,800円(税込)、20:00~翌7:59は12,100円(税込))を負担するものとします。</p>
第16条	<p>第16条 (免責)</p> <p>次の各号に該当する場合、当社は本サービスを履行しないものとします。</p> <p>(1) 建物共有設備におけるトラブル対応の場合</p> <p>(2) 台風・竜巻・暴風雨・豪雪・地震・噴火・津波・高潮などの天災及びそれらに準ずる緊急事態に起因するトラブル及び、左記天災によりサービス対象物件への出勤が困難な場合。また、同理由でサービスの履行が困難な場合</p> <p>(3) 戦争・暴動・テロ又は公権力の行使により駆け付けが極めて困難な地域に対象物件がある場合</p> <p>(4) トラブル発生の理由が、会員及び利用者の故意若しくは意図的なものと考えられる場合</p> <p>(5) トラブル箇所が共用住宅の共有・共用部分及び国や公共団体等が所有する公的部分にある場合</p> <p>(6) 既に緊急対応がされており、二次的な利用の場合</p> <p>(7) サービス事業者が作業困難と判断した場合</p> <p>(8) 本サービスの提供により、対象物件及び家財品等に損傷等の二次的な損害が発生しうる場合</p> <p>(9) 対象物件及び家財品等が高価、又は代替不可能なものである場合及び危険な状態にある場合</p> <p>(10) 本サービスの提供により、第三者の所有物に損壊、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、第三者の承諾が得られない場合</p> <p>(11) 対象物件が他人名義でサービス事業者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合</p> <p>(12) 一部(山間部・離島)地域に対象物件がある場合</p> <p>(13) 想定外の受電が集中することにより当社のコールセンターで受電できなかった場合</p> <p>(14) 本条第2号に記載の天災及びそれに準ずる緊急事態により当社のコールセンターで受電体制を維持できなかった場合</p> <p>(15) 前各号以外でも社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合</p>	<p>第15条 (サービス除外事項)</p> <p>次の各号に該当する場合、当社は本サービスを履行しないものとします。</p> <p>(1) 建物共有設備におけるトラブル対応の場合</p> <p>(2) 台風・竜巻・暴風雨・豪雪・地震・噴火・津波・高潮などの天災及びそれらに準ずる緊急事態に起因するトラブル及び、左記天災によりサービス対象物件への出勤が困難な場合。また、同理由でサービスの履行が困難な場合</p> <p>(3) 戦争・暴動・テロ又は公権力の行使により駆け付けが極めて困難な地域に対象物件がある場合</p> <p>(4) トラブル発生の理由が、会員及び利用者の故意若しくは意図的なものと考えられる場合</p> <p>(5) 既に緊急対応がされており、二次的な利用の場合</p> <p>(6) 会員および利用者が所有する家電品等家財及び設備に関わるトラブルの場合</p> <p>(7) 本サービスの提供により、第三者の所有物に損壊、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、第三者の承諾が得られない場合</p> <p>(8) 対象物件が他人名義でサービス事業者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合</p> <p>(9) 想定外の受電が集中することにより当社又はサービス事業者のコールセンターで受電できなかった場合</p> <p>(10) 入居当初からの故障・破損に関するトラブルの場合</p> <p>(11) 原状回復及び建物の施工不良(リフォーム)等に起因するトラブルの場合</p> <p>(12) 前各号以外でも社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合</p>
第17条	第17条	第16条
第18条	第18条	第17条
新設	(新設)	<p>第18条 (個人情報の提供)</p> <p>当社は、会員が家財総合保険を希望された場合、引受保険会社であるチューリッヒ保険会社に対し、同保険を提供するために必要な利用者の個人情報(利用者氏名、利用者住所及び他の保険契約等の有無等)を提供します。なお、チューリッヒ保険会社の個人情報の取り扱いについては、次条に定めるものとします。</p>

◆『HM24・SSp・RA24会員規約』変更箇所一覧

該当箇所	旧会員規約表記	新会員規約表記
新設	(新設)	<p>第19条 (チューリッヒ保険会社の個人情報の取り扱いについて)</p> <p>1. チューリッヒ保険会社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。なお、書面、インターネット若しくはお電話を通じてご申告いただいた内容につきましては、記録・保存を行っています。また、お電話で聴取した通話につきましては、録音することがあります。</p> <p>2. チューリッヒ保険会社は、利用者により良い商品やサービスを提供するために、利用者の情報を次の目的で利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) チューリッヒ保険会社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続及び保険金・給付金のお支払い (2) チューリッヒ保険会社の保険契約の保全管理及びこれに関連・付随する業務 (3) チューリッヒ保険会社及びグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供 (4) アンケートの実施や市場調査及び保険商品・サービスの開発・研究 (5) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求 (6) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行 (7) キャンペーン等に付随する景品発送 (8) その他保険に関連・付随する業務（※1・※2） <p>※1お客様のウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客さまへ最適な情報提供、広告配信等を行うことを含みます。</p> <p>※2当社以外の第三者から取得したお客様の閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客様の個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客さまからあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。</p> <p>3. チューリッヒ保険会社では、次の場合を除き、ご本人の同意なく利用者の情報を第三者に提供することはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に基づく場合 (2) チューリッヒ保険会社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合 (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合 (4) チューリッヒ保険会社グループ会社との間で共同利用する場合 (5) 損害保険会社間等で共同利用する場合 <p>4. 保健医療等の機微（センシティブ）情報の取得、利用、及び第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。チューリッヒ保険会社の個人情報保護方針等詳細につきましては、チューリッヒ保険会社ホームページ（http://www.zurich.co.jp）をご確認ください。</p> <p>お問い合わせ窓口：チューリッヒ保険会社お客様相談室0120-860-697 受付時間：午前9時から午後5時（土日祝・年末年始等を除く）</p>
第19条	第19条	第20条